

(別紙1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 伊根町

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-----|-------------------------|-----|-----------|----|
| 総農家数 | 217 | 農業就業者数 | 157 | 認定農業者 | 15 |
| 自給的農家数 | 102 | 女性 | 70 | 基本構想水準到達者 | 0 |
| 販売農家数 | 115 | 40代以下 | 15 | 認定新規就農者 | 1 |
| 主業農家数 | 19 | ※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。 | | | |
| 準主業農家数 | 36 | | | | |
| 副業的農家数 | 60 | | | | |

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 222 | 57 | 57 | 0 | 0 | 279 |
| 経営耕地面積 | 119 | 6 | 6 | 0 | 0 | 125 |
| 遊休農地面積 | 0.18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.18 |
| 農地台帳面積 | 401 | 252 | 252 | 0 | 0 | 653 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 11 | 11 |
| 認定農業者 | — | 3 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 3 |
| 女性 | — | 0 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 3 | 3 | 3 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|---|-----------|--------|
| | | 279ha | 60.6ha |
| 課 題 | 遊休農地化を防ぐため認定農業者等の担い手に農地を集積し、農地の有効活用を図っているが、その担い手も高齢化、後継者不足等が深刻化している。経営規模拡大の可能性を持つ担い手へより選択的に、また経営効率が向上するように農地の集積を進めていく必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 63ha (うち新規集積面積 1 ha) |
| | 目標設定の考え方:現状増加は難しいが、可能なかぎり増加に努める。 |
| 活動計画 | 8月～12月農地集積・流動化活動 ・利用権設定終期を迎える関係者に意向確認、更新等の事務を進める。 ・中間管理事業に取り組んでいる農業者には更なる集積が可能か検討する。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
| | 0経営体 | 0経営体 | 0経営体 |
| | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0ha | 0ha | 0ha |
| 課 題 | 地域農業の維持だけでなく集落機能の維持という意味でも、多様な農業担い手の育成・確保が急務である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|------------------|--------|-----|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 1ha |
| 活動計画 | 随時受け入れ等の相談活動を行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和元年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 279ha | 0.18ha | 0.00% |
| 課 題 | 近年農業集落を取り巻く状況は、農業者の高齢化、兼業化、後継者不足等が深刻化し、優良農地の保全も厳しい傾向にある。認定農業者等に農地を集積し農地の有効活用を図り、遊休農地化を防ぐことが課題となっている。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | | |
|---------|----------------------|----------|---------------------------------------|-------------|--|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.18 ha | | | | |
| | 目標設定の考え方:遊休農地の解消を目指す | | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 14人 | 6月～8月 | 9月～11月 | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | 調査員を農業委員・農地利用最適化推進委員とし、担当地区毎に農地を現地調査。 | | |
| | | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| その他 | | | | | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|---|-----------|
| 現 状 (令和元年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 279ha | 0ha |
| 課 題 | 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等違反はないが、農業者の高齢化や転出等により農地が荒れてきている。 | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時、農業委員の各担当における農地パトロールの実施。 ・12月、全農業委員による農地パトロールの実施。 |
|------|---|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入